

### 第3章 構想区域

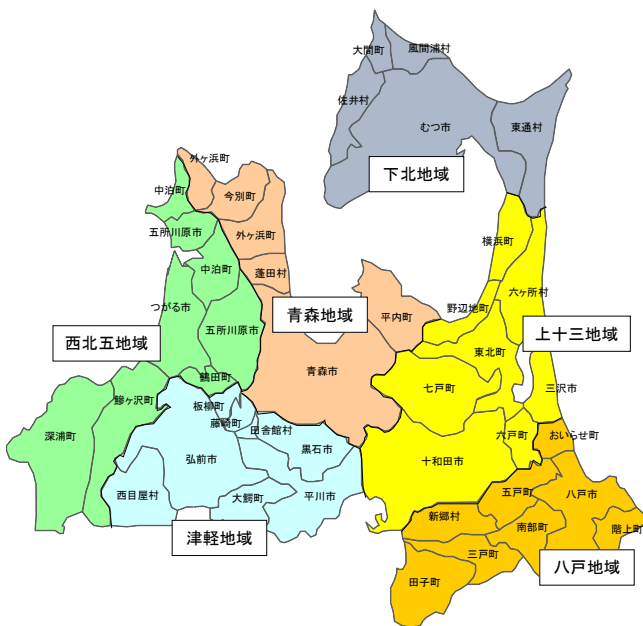
#### 1 構想区域

- 地域医療構想では、一体の区域として地域における病床の機能分化及び連携を推進することが相当であると認められる区域を「構想区域」として設定します。(医療法第30条の4第2項第7号)
- 構想区域は、現行の二次医療圏を原則として、人口構造の変化の見通しその他の医療の需要の動向並びに医療従事者及び医療提供施設の配置の状況の見通しその他の事情を考慮して設定することとされています。(医療法施行規則第30の28の2)

#### 2 構想区域の設定

- 人口規模  
医療計画作成指針では、圏域の人口規模20万人未満を見直しの基準としており、西北五地域、上十三地域、下北地域がこれを下回っています。
- 患者受療動向  
各圏域の入院医療について、津軽地域、八戸地域、青森地域の患者は、90%以上が自圏域の医療機関に入院しています。  
西北五地域は約60%、上十三地域、下北地域は、約75%前後となっていますが、肺炎や大腿骨頸部骨折等、構想区域内で対応する必要があるとされている疾患に関しては、概ね自圏域で対応しています。
- その他考慮する事項  
広い県土、津軽、下北半島、陸奥湾等の地理的状況や生活圏等の状況、及び本県の各種計画や保健・医療・福祉・介護サービスの提供との整合性を考慮します。
- これらを総合的に判断し、現行の二次医療圏を構想区域として設定しています。

<図表20 構想区域>



構想区域	構成市町村	面積 (km <sup>2</sup> )	人口 (人)
津 軽	弘前市、黒石市、平川市、西目屋村、藤崎町、大鱒町、田舎館村、板柳町	1,597.7	305,342
八 戸	八戸市、おいらせ町、三戸町、五戸町、田子町、南部町、階上町、新郷村	1,346.7	335,415
青 森	青森市、平内町、外ヶ浜町、今別町、蓬田村	1,477.4	325,458
西北五	五所川原市、つがる市、鯉ヶ沢町、深浦町、鶴田町、中泊町	1,753.0	143,817
上十三	十和田市、三沢市、野辺地町、七戸町、六戸町、横浜町、東北町、六ヶ所村	2,054.9	183,764
下 北	むつ市、大間町、東通村、風間浦村、佐井村	1,414.9	79,543
青 森 県		9,606.9	1,373,339